

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十二号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（委員会の公開等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。